

証券コード | 9532



みなさまの大阪ガス

第206期 報告書

2023年4月1日~2024年3月31日



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「今日の安心をまもり、未来の日常をつくる」ことを志し、長期経営ビジョン2030に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指しております。また、「カーボンニュートラルビジョン」に沿って、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現を目指しております。

本年3月には、新中期経営計画2026を策定いたしました。エネルギー・商品・サービスの安定供給や普及拡大を継続するとともに、脱炭素やデジタル化等、未来に向けたソリューションの創造・実装を目指すべく、社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」や多様な人材が切磋琢磨することによる「従業員の輝き向上」、アセットライトな経営を徹底すること等による「経営基盤の進化」に取り組んでまいります。

経営環境が大きく変化し続ける中、Daigasグループ一丸となって、引き続き積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長

藤原正隆

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項……	2
II 役員に関する事項……	14
III 株式に関する事項……	22
IV 会計監査人の状況……	24

監査報告

連結計算書類に係る	
会計監査人の会計監査報告……	29
会計監査人の会計監査報告……	31
監査役会の監査報告……	33

目次

連結計算書類

連結貸借対照表……	25
連結損益計算書……	26

計算書類

貸借対照表……	27
損益計算書……	28

(ご参考)

Daigasグループ中期経営計画2026

「Connecting Ambitious Dreams」の概要…	34
低・脱炭素社会の実現に向けた取り組み…	36
株式伝言板……	38

I | 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進むとともに、輸出や設備投資が堅調に推移し、緩やかな回復傾向が続きました。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

当期における連結売上高は、国内エネルギー事業で販売量が多い冬期において原料費調整制度に基づきガス販売単価が前期に比べて低めに推移したことやLNG販売価格が下落したことなどにより、前期に比べて8.4%減の2兆830億円となりました。

(グラフ1)

連結経常利益は、国内エネルギー事業での前期のフリーポートLNGプロジェクトの液化基地の操業停止を受けたLNG調達等に伴う費用増加の反動や、原料価格等の変動が販売単価に反映されるまでの時間差による増益影響^(※)等により、前期に比べて199.5%増の2,265億円となりました。

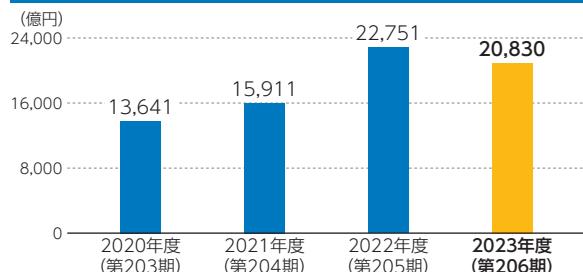
(グラフ2)

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて132.3%増の1,326億円となりました。

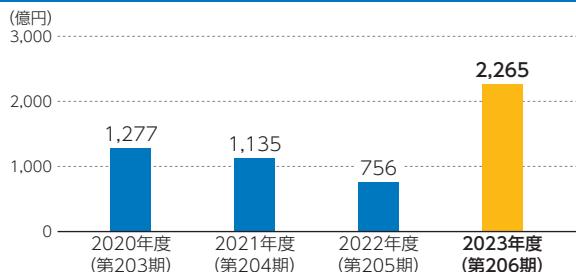
(グラフ3)

(※) 原料価格および燃料価格の変動が、原料費調整制度および燃料費調整制度に基づく販売単価に反映されるまでには、一定の時間差があるため、一時的な増減益要因となります。当期は一時的な増益要因となっております。

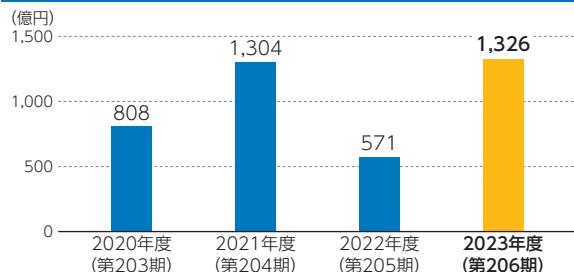
グラフ1 連結売上高の推移



グラフ2 連結経常利益の推移



グラフ3 親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

1 国内エネルギー

売上高は、前期に比べて10.2%減の1兆7,706億円となりました。

ガス

家庭用の都市ガス販売量は、供給件数の増加等により、前期に比べて1.4%増の17億2千1百万m³となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、特定のお客さま設備の稼働減少等により、前期に比べて4.3%減の49億2千5百万m³となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて2.9%減の66億4千6百万m³となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で504万8千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」^(※1)等の商品の開発および販売拡大に努めました。本年4月には、「エネファーム」の累計販売台数が20万台を突破いたしました。

また、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」や、デジタルを活用したライフサービスプラットフォーム「スマイLINK」、インターネットサービス「さすガねっと」等の各種サービスの提供とさらなるメニュー拡充に努めました。

2023年9月、ライフスタイルや嗜好を入力することで、お客さまごとのニーズにあわせた冷蔵パウチ食品をお届けする定期宅配サービス「FitDish」を開始いたしました。

今後もお客さまの快適な生活の実現に貢献してまいります。

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム^(※1)、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めました。



「エネファームtype S」

スマイLINK TV Stick



「スマイLINK」のPR



「FitDish」のお届け商品イメージ

また、エンジニアリング力を活用し、脱炭素化・分散化・デジタル化の視点でお客さまの様々な経営課題を解決する「D-Lineup（ディーラインアップ）」等、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

都市ガスのカーボンニュートラル化の有望技術として期待される高効率なSOECメタネーション技術^(※2)の基礎研究等に取り組んでおります。その他、低・脱炭素化に資する触媒・燃焼技術等の研究開発にも取り組んでおります。

2023年10月、株式会社INPEXと共同で実施しているCO₂-メタネーション技術^(※2)の実用化を目指した技術開発事業において、家庭用1万戸分に相当する400Nm³-CO₂/hのe-メタン^(※3)を製造できる試験設備の本工事を開始いたしました。

カーボンニュートラル社会へのトランジション期における取り組みとして、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進し、お客さま先でのCO₂排出削減に努めました。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進等に継続的に取り組みました。

また、2023年9月、南海トラフ地震を想定し、より実践的な総合防災訓練を実施するなど、引き続き、地震対策・津波対策に取り組ましました。

- (※1) 分散型電源としてエネルギー供給のレジリエンス向上にも寄与します。
- (※2) メタネーション技術とは、触媒を介して水素とCOまたはCO₂を反応させて都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術です。SOECメタネーション技術では、SOEC（固体酸化物をを用いた電気分解素子）を用いて、再生可能エネルギー電力で水をCO₂とともに電気分解することにより、原料となる水素とCOを生成します。
- (※3) 非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタン（e-methane）です。

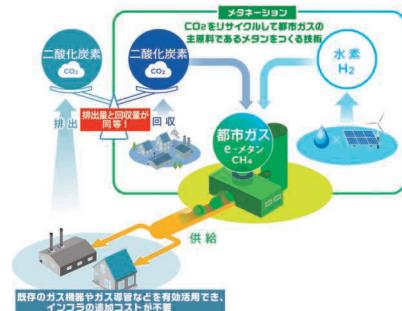
電力

電力販売量は、前期に比べて3.6%減の153億8百万kWhとなりました。

D-Lineup



「D-Lineup」のPR



メタネーションのイメージ図



総合防災訓練の様子

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で183万5千件となりました。

ガスとセットでお得にご利用いただける料金メニュー、お客さまのライフスタイルや趣味にあわせた料金メニュー、脱炭素に資する料金メニュー等、多彩な電気料金メニューの提供に努めました。

Daigasエナジー株式会社は、2023年11月、業務用のお客さまを対象に、お客さまの初期投資なしでEV充電器を設置し、エネルギーマネジメントを組み合わせでご提供するサービス「D-Charge（ディーチャージ）」を開始いたしました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー電源の拡大に積極的に取り組みました。海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約316万kWとなりました。

当期中に参画した主な再生可能エネルギー電源は、栃木県佐野市における太陽光発電事業（発電容量約4万kW、営業運転開始済。出資比率40%）、北海道夕張郡長沼町をはじめとする営農型太陽光発電所^(※4)を含む国内7か所の非FIT/非FIP太陽光発電所^(※5)（発電容量計約1万kW、本年2月完工。出資比率50%）等であります。

2023年12月、徳島県徳島市における徳島津田バイオマス発電所（発電容量約7万kW、出資比率33.5%）と、兵庫県姫路市における広畑バイオマス発電所（発電容量約7万kW、出資比率90%）が、それぞれ営業運転を開始いたしました。

2023年12月、当社は、経済産業省および国土交通省より、新潟県村上市および胎内市沖における洋上風力発電事業（発電出力約68万kW、2029年6月営業運転開始予定）の事業者に、コンソーシアムの一員として選定されました。

(※4) 農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、発電事業と同時にパネルの下で農作物の栽培を行う発電所です。

(※5) 再生可能エネルギーを用いて発電された電気について、電力事業者が固定価格により一定期間買い取る制度（FIT制度）や卸電力取引市場や相対取引で販売した際に一定のプレミアム（補助額）が交付される制度（FIP制度）を活用せず、再生可能エネルギー発電促進賦課金が発生しない発電所です。



電力小売のPR



佐野太陽光発電所（栃木県）



広畑バイオマス発電所（兵庫県）

2 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて5.6%減の1,164億円となりました。

北米における再生可能エネルギー事業につきましては、2023年5月、米国の太陽光発電開発事業者であるEuropean Energy North America, LLCとの間で、同社が米国テキサス州で開発を進めていた太陽光発電所の全持分を取得するための契約を締結いたしました。また、同年6月には、米国の分散型太陽光発電・系統用蓄電池開発事業者であるSummit Ridge Energy, LLCとの間で、米国バージニア州における分散型太陽光発電事業および米国ニューヨーク州における系統用蓄電池事業の共同実施に関する契約をそれぞれ締結いたしました。

また、豪州においても、2023年10月、再生可能エネルギー電源開発事業者であるACE Power Development Pty Ltdとの間で、豪州東部における大規模集中型太陽光発電事業および蓄電池事業の共同開発に合意いたしました。

北米、南米、欧州、中東およびアジアのエネルギー事業者等との間で、e-メタン等の製造・日本への輸出等に向けた共同検討に関する契約を締結しております。

今後もカーボンニュートラルに資するe-メタン等のサプライチェーン構築に向けて取り組んでまいります。



Summit Ridge Energy, LLCと開発した
系統用蓄電池設備（米国ニューヨーク州）



ACE Power Development Pty Ltdと
開発する太陽光発電所（完成予想図）

3 ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて6.0%増の2,740億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス本町Ⅱ」（大阪府）等の8物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ京都四条烏丸」（京都府）等の6物件の分譲マンションが竣工いたしました。

三井不動産株式会社と共同で開発し、本年2月に竣工した物流施設「MFLP・OGUD大阪西島」（大阪府）は、竣工前に全区画が成約済となっております。

また、2023年9月、大阪ガス都市開発アセットマネジメント株式会社は、私募リート事業の運用受託を開始いたしました。



「MFLP・OGUD大阪西島」（大阪府）
の施設外観

情報ソリューション事業を展開する株式会社オーグス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、AI・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供やお客さまのDX推進支援に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。



木材保護塗料「キシラデコール」

事業部門別 売上高・セグメント利益

	国内エネルギー	海外エネルギー	ライフ&ビジネスソリューション
売上高 (億円)	17,706	1,164	2,740
前期比 (%)	△10.2	△5.6	+6.0
構成比 (%)	81.9	5.4	12.7
セグメント利益 (億円)	922	796	310
前期比 (%)	— (※)	+14.2	+6.2
構成比 (%)	45.5	39.2	15.3

(※) 前期は、273億円のセグメント損失を計上しております。

(注) 事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資利益を含んでおります。

② 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス配管工事 ● 産業ガス販売 ● ガス機器販売 ● LNG販売 ● 発電および電気の販売 ● LNG輸送 ● LPG販売
海外エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガス等に関する開発・投資 ● エネルギー供給
ライフ&ビジネスソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の開発および賃貸 ● ファイン材料および炭素材製品の販売 ● 情報処理サービス

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、1,984億円となりました。

当期中に大阪ガスネットワーク株式会社のガス本支管は135km増加し、当期末の延長は51,819kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に268億円を借り入れました。また、社債^(※1)につきましては、トランジションボンド^(※2) 350億円(額面)を発行いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に639億円を返済いたしました。また、社債^(※1)につきましては、当期中に100億円を償還いたしました。

(※1) 短期社債を含んでおりません。

(※2) 企業の温室効果ガス排出削減に向けた長期的な移行(トランジション)戦略に則った取り組みを資金使途として発行する社債です。

⑤ 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社りそな銀行	71,594
株式会社三菱UFJ銀行	36,674
株式会社日本政策投資銀行	32,953
株式会社国際協力銀行	22,173
株式会社京都銀行	20,420

⑥ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、本年3月には新中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」を策定いたしました。また、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現の方向性や取り組みを示した「カーボンニュートラルビジョン」を2021年に、「エネルギー・トランジション2030」を2023年に策定しております。

当社グループは、これらのビジョン・計画に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指します。また、経営環境の変化に対応しながら、安定供給やトランジション期における低炭素化等「今日の安心」をまもり続けるとともに、カーボンニュートラルなど社会課題の解決が進む「未来の日常」の創造に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2026では、重点戦略「3つの約束」として、カーボンニュートラルと天然ガスの高度利用の両輪で社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」、多様な人材が集い切磋琢磨し合う企業文化を目指す「従業員の輝き向上」、資産価値の最大化を図るアセットライトな経営意識の徹底を中心とする「経営基盤の進化」を掲げます。これらの取り組みを通じて、社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ&ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指します。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、原燃料調達の不測の事態に対しては、トレーディング等で培ったノウハウを活かし、迅速かつ柔軟に原燃料の確保を図ります。

② 競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

新規電源の開発、卸電力市場やアライアンス先からの調達等を通じ、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。特に再生可能エネルギーは、カーボンニュートラル化に向けて開発や事業参画を推進し、協業等を通じて調達先の拡大や案件取得を進めてまいります。

③ 安定供給と保安の確保

安全かつ安定的な操業を最優先にして、ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④ マーケタービジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、「D-Lineup」等の提案メニューの拡充、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、カーボンニュートラル化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタルを活用したライフサービスプラットフォームの「スマイLINK」や「住ミカタ・サービス」、リノベーションなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、固定通信サービスや冷蔵食品の定期宅配サービスの「FitDish」、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、幅広くマーケタービジネスを拡大してまいります。

⑤ エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の推進

天然ガス火力発電所等の新規エネルギーインフラ開発を推進いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を推進してまいります。

⑥ 公正で効率的なガス導管事業の推進

一般ガス導管事業者として、託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) 海外エネルギー事業

天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる北米サビン社によるシェールガス開発等を着実に推進するとともに、北米フリーポートプロジェクトの液化事業や豪州ゴーゴン・イクシスプロジェクトの生産事業の安全かつ安定的な操業に向け働きかけてまいります。IPP事業では、ガス火力発電事業の安定的な操業に努めるとともに、再生可能エネルギー等の開発・取得を進めてまいります。マーケタービジネスでは、国内で培った知見を活かし、ガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組むとともに、事業参画等を通じて新しい領域におけるノウハウの取得を進めます。さらに、ニーズに応じたソリューションを提案することで、エネルギーインフラ開発やエンジニアリング事業を推進してまいります。

(3) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(4) 経営基盤

①ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、ESGに配慮した経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

環境の側面では、カーボンニュートラル社会へのトランジション期において、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、カーボンニュートラルなLNGや都市ガスの普及等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO2排出削減の取り組みを一層拡大してまいります。さらに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、e-メタン・水素等の技術開発やサプライチェーン構築を進めてまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、カーボンニュートラル化への取り組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。社会の側面では、国際規範に則り、2021年4月に制定した「Daigasグループ人権方針」に基づき、人権や労働・安全衛生への取り組みを進めるとともに、女性取締役の登用等によるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの風土醸成を進めてまいります。ガバナンスの側面では、コンプライアンスの意識向上の取り組みを継続するとともに、監査等委員会設置会社への移行等を通じたガバナンス体制の強化や、情報セキュリティ対策等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用した新しいサービスの創造による価値向上と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、カーボンニュートラル化などに関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

当社グループのアウトプットの最大化に向けて、多様な人材が集い切磋琢磨し合うことで従業員の力が最大限発揮される環境づくりを進めてまいります。人材の面では、多様で専門性の高い人材の獲得を拡大するとともに、従業員の成長を促進する制度・育成策を強化してまいります。組織の面では、タレントマネジメントにより適所適材の配置を実現するとともに、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進や、働き方・仕事の進め方の変革、成長と挑戦を促す組織風土のさらなる醸成等に取り組んでまいります。会社と人材の双方向のコミュニケーションを通じて各取り組みを活性化させ、従業員のエンゲージメント向上を図ります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑦ 財産および損益の状況

区分	2020年度 第203期	2021年度 第204期	2022年度 第205期	2023年度 第206期 (当期)
売上高 (百万円)	1,364,106	1,591,120	2,275,113	2,083,050
経常利益 (百万円)	127,752	113,525	75,649	226,563
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	80,857	130,421	57,110	132,679
1株当たり当期 純利益 (円)	194.48	313.69	137.39	320.60
総資産 (百万円)	2,313,357	2,588,086	2,819,589	2,980,127
純資産 (百万円)	1,114,597	1,296,089	1,417,178	1,604,992

(注) 第205期の期首より「連結財務諸表規則」のみに基づき連結財務諸表を作成することに変更するとともに、ガス販売に係る収益について「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号、2021年3月26日）第103-2項に基づく方法に変更しております。第204期についても、これらの変更を遡って反映し算定しており、本事業報告における記載は、変更反映後の数値に基づき記載しております。

⑧ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 主要な営業所等の状況

当 社	本 社	本社〔大阪府〕
	事 業 所	大阪事業所〔大阪府〕
		南部事業所〔大阪府〕
		北部事業所〔大阪府〕
東部事業所〔大阪府〕		
兵庫事業所〔兵庫県〕		
LNG基地	泉北製造所〔大阪府〕 姫路製造所〔兵庫県〕	
研 究 所	エネルギー技術研究所〔大阪府〕	
子会社 (※1)	大阪ガス都市開発株式会社〔大阪府〕	
	株式会社オーガス総研〔大阪府〕	
	大阪ガスケミカル株式会社〔大阪府〕	
	大阪ガスネットワーク株式会社〔大阪府〕	
	大阪ガスマーケティング株式会社〔大阪府〕	
	Daigasエネルギー株式会社〔大阪府〕	
	Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社〔大阪府〕	
Osaka Gas USA Corporation〔米国テキサス州〕		

(2) 従業員の状況

事業部門	従業員数 (名) (※2)
国内エネルギー	11,279
海外エネルギー	361
ライフ&ビジネスソリューション	9,519
合 計	21,159

(※1) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

(※2) 従業員数は、就業人員数であります。

⑨ 事業の譲渡、吸収分割等

2023年4月1日、当社の家庭用ガス機器販売・施工事業の一部を吸収分割により大阪ガスマーケティング株式会社に承継いたしました。また、本年3月、当社は、Daigasエナジー株式会社の不動産事業の一部および株式会社オージーキャピタルの不動産事業を、吸収分割により当社に承継(効力発生日は本年7月1日を予定)することを決定いたしました。

⑩ 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社、ネットワーク会社、基盤会社および海外地域統括会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570百万円	100%	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オージス総研	440百万円	100%	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231百万円	100%	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
ネットワーク会社	大阪ガスネットワーク株式会社	6,000百万円	100%	一般ガス導管事業等(都市ガスの託送供給、ガス配管工事等)
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100百万円	100%	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigas エナジー株式会社	310百万円	100%	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社	100百万円	100%	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング
海外地域統括会社	Osaka Gas USA Corporation	1米ドル	100%	北米における天然ガス等およびエネルギー供給事業に関する投資等

(注) 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は、159社であります。

II | 役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本 庄 武 宏		一般社団法人日本ガス協会会長 大阪府公安委員会委員 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役 大阪ガス都市開発株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆		株式会社オーガス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	宮 川 正	技術統括 カーボンニュートラル推進統括 担当：東京支社 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリング事業部 イノベーション本部 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	松 井 毅	ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 株式会社オーガス総研	株式会社オーガス総研取締役
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	担当：統括支配人 分掌：エネルギーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 大阪ガス都市開発株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役
取締役 常務執行役員	竹 口 文 敏	担当：秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 監査部	
取締役	村 尾 和 俊		西日本電信電話株式会社相談役 公益社団法人関西経済連合会副会長 京阪ホールディングス株式会社取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	来島達夫		西日本旅客鉄道株式会社顧問 住友電気工業株式会社監査役
取締役	佐藤友美子		学校法人追手門学院理事
取締役	新関三希代		同志社大学大学院経済学研究科後期課程教授 同志社大学学長補佐
監査役(常勤)	米山久一		
監査役(常勤)	狭間一郎		
監査役	佐々木茂美		一般財団法人日本法律家協会理事、同協会近畿支部支部長
監査役	梨岡英理子		株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 株式会社三社電機製作所監査役 フクシマガリレイ株式会社取締役(監査等委員)
監査役	南知恵子		神戸大学大学院経営学研究科教授 神戸大学副学長

- (注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うこととあります。
2. 取締役 村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子、新関三希代は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 佐々木茂美、梨岡英理子、南知恵子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役(社外役員)全員を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
5. 各社外役員の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
6. 取締役 新関三希代および監査役 狭間一郎、南知恵子は、2023年6月23日開催の第205回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
7. 監査役 梨岡英理子は、公認会計士資格および税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 本荘武宏の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の京阪ホールディングス株式会社取締役は、社外取締役であり、監査役 梨岡英理子の同欄に記載のフクシマガリレイ株式会社取締役は、監査等委員である社外取締役であります。また、取締役 来島達夫の同欄に記載の住友電気工業株式会社監査役、監査役 梨岡英理子の同欄に記載の株式会社三社電機製作所監査役は、社外監査役であります。
9. 取締役 宮川正は、本年3月31日をもって、代表取締役および取締役に退任いたしました。(なお、本年4月1日、大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。)
- 取締役 松井毅は、本年3月31日をもって、代表取締役に退任いたしました。
- 取締役 竹口文敏は、本年3月31日をもって、常務執行役員を退任いたしました。

- (注) 10.取締役 本荘武宏は、本年3月31日をもって、一般社団法人日本ガス協会会長を退任いたしました。
取締役 新関美希代は、本年3月31日をもって、同志社大学学長補佐を退任いたしました。
監査役 南知恵子は、本年3月31日をもって、神戸大学大学院経営学研究科教授および神戸大学副学長を退任いたしました。
- 11.当期末後の取締役の担当の異動
取締役 田坂隆之の本年4月1日以降の担当は以下のとおりとなりました。
担当：東京支社 東京駐在 統括支配人
分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部
大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オーガス総研
- 12.当期末後の重要な兼職の状況の異動
取締役 本荘武宏は、本年4月1日、大阪ガス都市開発株式会社取締役を退任いたしました。
取締役 藤原正隆は、本年4月1日、株式会社オーガス総研取締役および大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。
取締役 松井毅は、本年4月1日、株式会社オーガス総研取締役を退任いたしました。
取締役 田坂隆之は、本年4月1日、株式会社オーガス総研取締役に就任いたしました。
監査役 南知恵子は、本年4月1日、椋山女学園大学現代マネジメント学部教授に就任いたしました。

② 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載の取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 一事象当たりの補償上限額
- ・ 法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
- ・ 損失の一部を役員自身の負担とする旨

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社および国内の当社子会社、ならびに当社および国内の当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員^(※1)および社外派遣役員^(※2)を被保険者^(※3)として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を締結しております。

(※1) 取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用者。

(※2) 当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。

(※3) 1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・ 私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
- ・ 損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	村尾和俊	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	来島達夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	佐藤友美子	13回開催された取締役会に13回出席しております。生活・文化に関する深い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	新関三希代	2023年6月23日の当社取締役就任後、11回開催された取締役会に11回出席しております。経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	佐々木茂美	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	梨岡英理子	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。財務・会計、ESGに関する深い識見や企業経営・組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	南知恵子	2023年6月23日の当社監査役就任後、11回開催された取締役会に11回出席し、また11回開催された監査役会に11回出席しております。経営学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表^(※)のとおりであります。

(※) 本年6月開催の第206回定時株主総会の第2号議案、第6号議案および第8号議案が原案どおり承認可決されることを条件として定めた報酬決定方針を記載しており、現行の報酬決定方針との相違点は下線を付した箇所であり、相違内容は注釈に記載のとおりであります。

報酬決定方針（第2号議案、第6号議案および第8号議案の承認可決後）

基本的な考え方^(※1)

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬とする。取締役会長の報酬は、執行と監督の分離を明確化するため、固定報酬としての基本報酬および株式報酬とする。業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬^(※2)

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、単年度の連結EBITDA、直近3か年の連結ROE、および中期経営計画のESG指標を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

報酬毎の割合^(※3)

業務執行取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を4：4：2とする。取締役会長は、基本報酬と株式報酬の比率の目安を8：2とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。ただし、金銭報酬に係る内容は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定することができる。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- (注) 現行の報酬決定方針では、監査等委員である取締役についての記載はありません。
- (※1) 現行の報酬決定方針では、「社外取締役以外の取締役の報酬」と「社外取締役の報酬」に区分して、報酬決定の基本的な考え方を規定しております。
- (※2) 現行の報酬決定方針では、下線部を「直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益（連結当期純利益）と前年度のESG指標達成度係数」としております。
- (※3) 現行の報酬決定方針では、「社外取締役以外の取締役」の報酬について、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を「5:4:1」としております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第203回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬は月額57百万円以内と決議されております。

また、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額72百万円（月額換算6百万円）以内、当該金銭報酬債権の当社への給付と引き換えに当社が発行または処分する当社の普通株式の総数は年48千株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、月額金銭報酬の対象となる取締役が10名（うち社外取締役は4名）、株式報酬の対象となる取締役が6名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤原正隆が、当期における各取締役の報酬等のうち、月額金銭報酬の報酬額、支給の時期および方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額14百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

各監査役の報酬額は、この範囲内で、監査役の協議により決定することとしており、業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、各監査役の地位等を踏まえて決定いたします。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）	
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
取締役（社外取締役を除く）	421	203	173	45	6
監査役（社外監査役を除く）	67	67	—	—	3
社 外 取 締 役	48	48	—	—	5
社 外 監 査 役	36	36	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は469百万円、監査役の報酬等の総額は103百万円、社外役員の報酬等の総額は84百万円となっております。
2. 「監査役（社外監査役を除く）」、「社外取締役」および「社外監査役」の報酬等の額および員数には、2023年6月23日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分および監査役2名分（うち1名は社外監査役）を含んでおります。
3. 業績連動報酬の額は、固定報酬に、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益および2022年度のESG指標達成度係数を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。
親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、前記「Ⅰ⑦財産および損益の状況」に記載のとおりであります。また、ESG指標達成度係数につきましては、14項目のESG指標（①お客さまアカウント数、②お客さま満足度、③強靱な設備形成（ガス管の耐震化率・地震ブロック数）、④再生可能エネルギー電源比率、⑤再生可能エネルギー普及貢献量、⑥CO2排出削減貢献量、⑦行政活動（まちづくり構想等）への参画数、⑧地域との共創回数、⑨適切な新規サプライヤー比率、⑩従業員意識調査、⑪従業員1人あたりの年間研修時間、⑫女性役員比率、⑬女性の管理職昇格比率、⑭女性の総合職採用比率）を設定しており、これらのうち①および③を除く12項目について達成しております。
4. 非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式を付与しております。取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することで、当社の自己株式の処分を受けております。譲渡制限期間は、株式の割当てを受けた日から退任する日までの期間としており、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由等であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除いたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しており、当期中に対象取締役に割当てた株式数は、後記「Ⅲ④当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数(※)	409,912,100株
株主数	90,997名

(※) 自己株式966,125株を含んでおります。なお、自己株式の消却を実施した結果、「発行済株式の総数」は、前期末より、6,767,900株減少しております。

② 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	65,445	16.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	28,146	6.88
日本生命保険相互会社	13,469	3.29
株式会社りそな銀行	10,555	2.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,053	2.46
株式会社三菱UFJ銀行	8,391	2.05
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,973	1.46
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.43
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	5,417	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,986	1.22

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数を除いております。

③ 自己株式の取得および消却

2023年10月27日開催の取締役会での決議に基づき、市場買付けにより、6,767,900株の当社株式を取得いたしました。当該株式については、本年3月7日開催の取締役会での決議に基づき、本年3月25日付で消却いたしました。

④ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

対象	株式数	人数
取締役（社外取締役を除く）	20,100株	6名

(注) 当社は、上記取締役6名および取締役を兼務しない執行役員21名に対して、株式報酬として、2023年7月20日付で当社の自己株式56,100株を処分しております。

⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の決定に際しては、安定配当の継続を基本に据えながら、業績、今後の経営計画等を踏まえ、短期的な利益変動要因を除いて連結配当性向30%以上を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としております。

なお、当社の期末配当につきましては株主総会で決議することを原則としており、感染症の流行または天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、定款第30条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって決定できることとしております。

第207期以降は、累進配当を基本に据えながら、業績や今後の経営計画等を踏まえ、株主資本配当率3.0%を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としております。

IV | 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	112 (※)	8
当 社 子 会 社	160	25
合 計	272	34

(※) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、地域創生事業の検討に係る税務面をはじめとした関連法規制等に関して、専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役の全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
流動資産		762,479
現金及び預金		77,668
受取手形、売掛金及び契約資産		270,527
リース債権及びリース投資資産		61,502
棚卸資産		211,828
その他の		142,101
貸倒引当金		△1,148
固定資産		2,217,647
有形固定資産		1,304,945
建物及び構築物		195,216
機械装置及び運搬具		660,691
土地		242,068
建設仮勘定		179,896
その他の		27,071
無形固定資産		109,243
投資その他の資産		803,458
投資有価証券		538,803
退職給付に係る資産		126,854
その他の		138,611
貸倒引当金		△811
資産合計		2,980,127

(単位：百万円)

負債の部		
流動負債		393,936
支払手形及び買掛金		82,907
その他		311,029
固定負債		981,198
社債		459,999
長期借入金		354,588
繰延税金負債		54,754
退職給付に係る負債		19,611
その他		92,245
負債合計		1,375,135
純資産の部		
株主資本		1,246,360
資本金		132,166
資本剰余金		19,056
利益剰余金		1,097,883
自己株式		△2,746
その他の包括利益累計額		331,152
その他有価証券評価差額金		87,899
繰延ヘッジ損益		61,656
土地再評価差額金		△2,395
為替換算調整勘定		140,583
退職給付に係る調整累計額		43,407
非支配株主持分		27,479
純資産合計		1,604,992
負債純資産合計		2,980,127

■連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	2,083,050
売	上	原 価	1,672,681
(売 上 総 利 益)			(410,368)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			237,814
(営 業 利 益)			(172,553)
営 業 外 収 益			78,305
	受 取 利 息		10,212
	受 取 配 当 金		4,086
	持 分 法 に よ る 投 資 利 益		31,982
	そ の 他		32,024
営 業 外 費 用			24,295
	支 払 利 息		14,436
	そ の 他		9,859
(経 常 利 益)			(226,563)
特 別 損 失			30,546
	減 損 損 失		20,194
	災 害 に よ る 損 失		4,835
	関 係 会 社 株 式 売 却 損		5,515
(税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益)			(196,017)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			31,499
法 人 税 等 調 整 額			30,390
(当 期 純 利 益)			(134,127)
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,448
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			132,679

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
流 動 資 産		486,099
現金及び預金		10,738
受取手形		68
売掛金		225,858
商品及び製品		21,299
原材料及び貯蔵品		76,984
短期貸付金		132,527
その他の		19,142
貸倒引当金		△518
固 定 資 産		1,447,507
有 形 固 定 資 産		144,397
建 物		17,584
構 築 物		13,723
機 械 及 び 装 置		30,311
工具、器具及び備品		1,537
土 地		67,352
建 設 仮 勘 定		13,690
そ の 他		197
無 形 固 定 資 産		36,845
ソ フ ト ウ エ ア		36,204
そ の 他		641
投 資 そ の 他 の 資 産		1,266,264
投 資 有 価 証 券		104,704
関係会社株式及び出資金		684,043
長 期 貸 付 金		392,514
前 払 年 金 費 用		66,076
そ の 他		19,177
貸 倒 引 当 金		△252
資 産 合 計		1,933,606

(単位：百万円)

負債の部		
流 動 負 債		398,795
買 掛 金		46,301
短 期 借 入 金		179,591
未 払 金		13,507
未 払 費 用		93,217
未 払 法 人 税 等		2,545
前 受 金		92
預 り 金		3,954
そ の 他		59,584
固 定 負 債		719,464
社 債		459,999
長 期 借 入 金		229,535
退 職 給 付 引 当 金		1,783
そ の 他		28,147
負 債 合 計		1,118,260
純資産の部		
株 主 資 本		784,672
資 本 金		132,166
資 本 剰 余 金		19,482
資 本 準 備 金		19,482
利 益 剰 余 金		635,770
利 益 準 備 金		33,041
そ の 他 利 益 剰 余 金		602,728
特定資産買換等圧縮積立金		195
海外投資等損失準備金		4,404
投資促進税制積立金		217
原価変動調整積立金		89,000
別 途 積 立 金		62,000
繰 越 利 益 剰 余 金		446,910
自 己 株 式		△2,746
評 価 ・ 換 算 差 額 等		30,673
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		53,846
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		△23,172
純 資 産 合 計		815,346
負 債 純 資 産 合 計		1,933,606

■損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	1,565,354
売	上	原 価	1,400,850
(売 上 総 利 益)			(164,504)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			119,342
(営 業 利 益)			(45,162)
営 業 外 収 益			48,445
	受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		32,899
	為 替 差 益		6,048
	そ の 他		9,497
営 業 外 費 用			13,423
	支 払 利 息		8,048
	投 資 有 価 証 券 評 価 損		1,857
	そ の 他		3,518
(経 常 利 益)			(80,183)
(税 引 前 当 期 純 利 益)			(80,183)
法 人 税 等			△269
法 人 税 等 還 付 税 額			△3,213
法 人 税 等 調 整 額			15,241
(当 期 純 利 益)			(68,425)

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年5月8日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 大 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 卓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年5月8日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（金融庁・企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

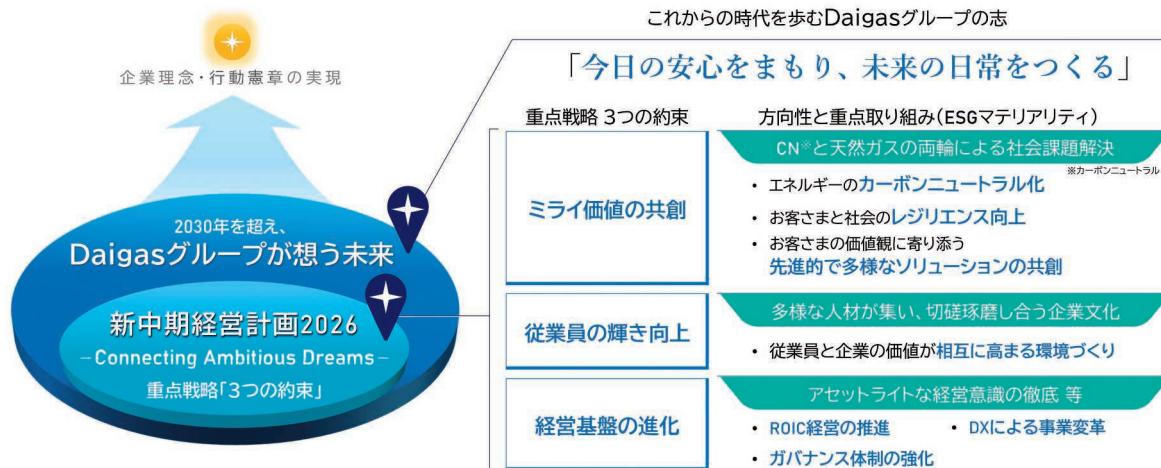
2024年5月23日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監査役（常 勤） 米 山 久 一
監査役（常 勤） 狭 間 一 郎
監査役（社外監査役） 佐々木 茂 美
監査役（社外監査役） 梨 岡 英理子
監査役（社外監査役） 南 知恵子

(ご参考) Daigasグループ 中期経営計画2026 「Connecting Ambitious Dreams」の概要

(1) Daigasグループの志、重点戦略「3つの約束」



(2) 基本方針

①重点戦略「3つの約束」

- ・ 前中期計画発表以降の変化として、グローバル大での脱炭素潮流の一層の加速やエネルギーセキュリティが脅かされることにより社会課題解決に対する要請が一層高まるとともに、働く意識の多様化が加速
- ・ 本中期計画では、社会課題解決に貢献するミライ価値の共創、従業員の輝き向上、経営基盤の進化を重点戦略「3つの約束」として掲げ事業活動に取り組む

②ステークホルダーとの共創

- ・ 持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に貢献するミライ価値の共創に取り組み、ステークホルダーの皆さまとその成果を分かち合う

③持続的成長に向けた取り組み

- ・ トランジション期に重要性を増す天然ガスの開発・発電・高度利用等により、引き続き利益を伸ばすとともに、カーボンニュートラル社会を見据え、再生可能エネルギー等への成長投資を推進し、将来の事業基盤の構築を進めることで、持続的な成長を目指す

④ 経常利益・ROIC・ROE

- ・国内エネルギー、海外エネルギー、LBSの各事業を伸ばし、利益を着実に拡大させる
- ・カーボンニュートラルに向けた投資が収益貢献するには期間を要するものの、足下の利益成長や資産の入替え、事業ポートフォリオの見直し等を通じて資本効率性を向上させ、ROIC 5%程度を目指す
- ・同時に、従来よりキャッシュフローが向上し、事業ポートフォリオが強靱化したことを踏まえ、財務レバレッジを拡大し、財務健全性に配慮しながら（自己資本比率45%以上）、ROE 8%程度を目指す

⑤ 成長投資

- ・資本効率の最大化に工夫しながら、「既存領域（火力電源・シェールガス等）」への投資を進め足下（トランジション期）の利益を拡大するとともに、「カーボンニュートラル領域（再生可能エネルギー・e-メタン等）」への投資を拡大し、カーボンニュートラル社会を見据えた事業ポートフォリオへ転換を進める

⑥ 株主還元方針

- ・短期的な利益変動が大きくなる中、配当水準の維持と中長期の成長に応じた増配を目指し、累進配当（原則、減配を実施せず、増配または維持）を導入
- ・長期安定的な増配を目指し、株主還元指標を従来の「配当性向30%」から「株主資本配当率（DOE）3.0%」に変更
- ・機動的に自己株式の取得などを検討し、資本効率の向上を図る

⑦ キャッシュアロケーション

- ・これまでの事業成長により、営業キャッシュフローの創出力が向上
- ・財務健全性を考慮した上で、前述の成長投資と株主還元により企業価値の向上を図る

⑧ 財務目標・非財務目標

- ・④の財務目標・以下の非財務目標を掲げ、ステークホルダーの皆さまからより一層共感いただける企業グループを目指す
- ・これら主要な経営指標に役員報酬制度を連動させ、活動を力強く推進する

エネルギーのカーボンニュートラル化

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ・CO ₂ 排出削減貢献量 | 700万ト _n |
| ・再エネ普及貢献量 | 400万kW |
| ・自社オフィス・社用車CO ₂ 削減率 | 67% |

お客さまと社会のレジリエンス向上

- | | |
|---------------------|----|
| ・重大事故および自社起因の重大供給支障 | ゼロ |
|---------------------|----|

先進的で多様なソリューションの共創

- | | |
|-------------|---------|
| ・お客さまアカウント数 | 1,090万件 |
| ・お客さま満足度 | 90% |

従業員と企業の価値が相互に高まる環境づくり

- | | |
|-----------------|------|
| ・ワークエンゲージメントスコア | 50以上 |
|-----------------|------|

健全でしなやかな経営基盤構築

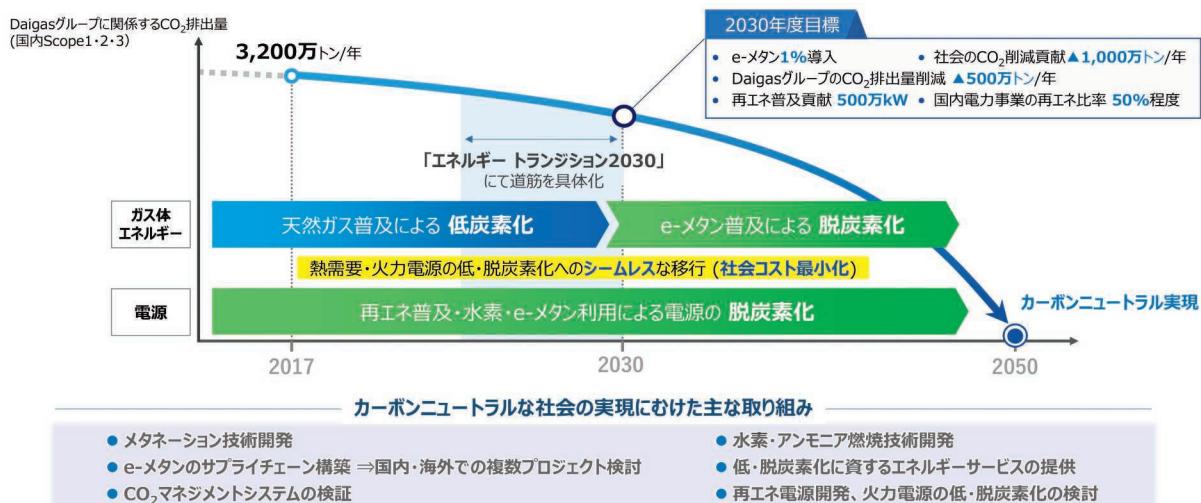
- | | |
|----------|-----|
| ・女性取締役比率 | 25% |
| ・重大な法令違反 | ゼロ |

(※)中期経営計画2026の詳細につきましては、当社ウェブサイト
(https://www.daigasgroup.com/ir/library/management-plan/#long_term) をご覧ください。

（ご参考）低・脱炭素社会の実現に向けた取り組み

エネルギービジネスを中心に事業を展開する当社グループにとって、CO₂排出削減の取り組みは極めて重要な使命です。当社グループでは、2050年のカーボンニュートラルな社会の実現に向けて、メタネーションの技術開発やe-メタン等のサプライチェーン構築に取り組みます。また、2030年までのトランジション期には、2023年3月に策定した「エネルギー・トランジション2030」に沿って、当社グループでのCO₂排出削減のみならず、天然ガスや再生可能エネルギーの普及拡大等により、エネルギーをご利用いただくお客さま先も含めた社会全体でのCO₂排出削減にも注力し、低・脱炭素社会の実現に貢献します。

これらの実現に向けた2030年度の目標として、e-メタン1%導入、当社グループの国内サプライチェーンにおけるCO₂排出量削減年間500万トン、社会全体へのCO₂排出削減貢献として年間1,000万トン、再生可能エネルギー普及貢献量500万kW等を掲げています。



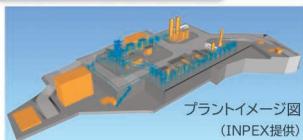
当社グループの取り組みのうち、ガス体エネルギーの低・脱炭素化の鍵となるメタネーション技術の開発や、電源の脱炭素化に資する再生可能エネルギー電源の開発の具体的な内容は、次のとおりです。

e-メタン導入を実現する3つのメタネーション技術の開発

① サバティエメタネーション

- 意義:大規模化による早期の社会実装
- 実証:INPEXとの共同NEDO事業
- 特徴: ① 世界最大級、都市ガス導管網注入(400m³/h、家庭用1万戸相当)
② 当社独自触媒技術を活用

INPEX長岡鉱場近隣での大規模実証



② バイオメタネーション

- 意義:地産地消のエネルギー製造・利用
- 実証:大阪・関西万博、下水処理場
- 特徴: ① メタン細菌によるメタン合成
② 生ごみ・下水汚泥由来のバイオガスの高度利用

2025年万博で生ごみからメタン合成・利用



③ SOECメタネーション

- 意義:高効率化によるエネルギーコスト低減
- 開発:グリーンイノベーション基金事業
- 特徴: ① SOEC共電解とメタネーションの一体化による高効率化
② 水とCO₂から直接メタンを合成

2050年に向けた次世代メタネーション技術開発



再生可能エネルギー電源の開発

再生可能エネルギー電源の開発実績

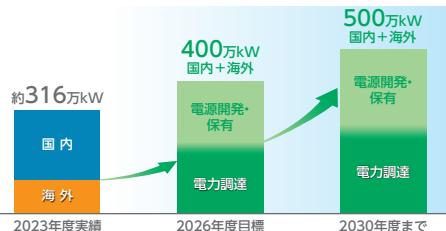
陸上風力発電



バイオマス発電



太陽光発電



その他の取り組みの具体的な内容や、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に則った気候変動対応の情報開示の詳細は、当社サステナビリティサイト、統合報告書、「エネルギーtransition2030」をご覧ください。

【サステナビリティサイト】

<https://www.daigasgroup.com/sustainability/>



【統合報告書】

<https://www.daigasgroup.com/ir/library/ar/>



【エネルギーtransition2030】

https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2023/1720418_54087.html



1 | 配当金の口座振込制度のご案内

配当金は、ご指定の口座でお受け取りいただけます。一度ご指定いただきますと、以後、配当金は支払開始日にご指定の口座へ自動的に振り込まれ、配当金領収証の紛失やお受け取り忘れ等がなく、**安全、確実、迅速に配当金をお受け取りいただけます。ぜひ、この機会に口座振込のお手続きをしていただくことをお勧めします。**口座振込のお手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。口座振込制度には、次の方法があり、いずれかを指定することができます。

- ① **銀行預貯金口座への振込**
- ② **「登録配当金受領口座方式」での受け取り**
(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預貯金口座で受け取る方法)
- ③ **「株式数比例配分方式」での受け取り**
(株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法)

(注) 1. (他の銘柄を含めて)特別口座の株式を保有されている場合には、③の方法はご指定いただけません。
2. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、③の方法をご指定いただく必要があります。
3. ①および②の振込口座に、ゆうちょ銀行の口座をご指定いただけます。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

2 | 株主総会資料の電子提供制度について

株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等）の電子提供制度が開始され、当社では、書面交付請求をいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知と議案について記載した株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。

書面交付請求をされていない株主さまで、株主総会資料（事業報告等）を書面で受領することをご希望の株主さまは、「書面交付請求」を株主総会の基準日（3月31日）までに行っていただく必要があります。

書面交付請求のお手続きは、お取引の証券会社等の口座管理機関または株主名簿管理人にお問い合わせください。

(注) 1. 一連のお手続きには手数料がかかる場合があります。
2. 書面交付請求は一定期間経過後に当社の催告により失効することがあり、その場合は再度お手続きをしていただく必要があります。

3 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。

買取請求制度とは 株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。

買増請求制度とは 証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

- (注) 1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

上記の手続の詳細の
お問い合わせ先

【上記1および3について】
証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関
特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社
証券代行部（ 0120-782-031）
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

【上記2について】
お取引の証券会社等の口座管理機関
または三井住友信託銀行株式会社
証券代行部（ 0120-533-600）
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
基準日 定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日

定時株主総会開催月 6月
株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社
（同連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031
（受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

公告の方法

電子公告（公告掲載アドレス <https://www.osakagas.co.jp/index.html>）
ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。